

聖学院大学 研究における利益相反の管理に関する 内規

(目的)

第1条 この内規は、本学の教職員等の研究における利益相反状況を適正に管理することによって、本学の教職員等が行う研究活動の中立性と公正性を担保し、利益相反状況が深刻な事態へと発展することを未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 利益相反 本学の教職員等が企業等との関係によって受ける利害を考慮することによって、研究に従事する者の判断の中立性及び公正性を失う可能性のある状況をいう。
- (2) 企業等 民間企業、行政機関、独立行政法人、その他の団体をいう。

(適用範囲)

第3条 利益相反の管理の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 教職員等
- (2) 共同研究、受託研究等に参画する大学院生等
- (3) その他第5条に規定する委員会が必要と認めた者

(管理対象)

第4条 この内規に基づく研究における利益相反の管理は、次に掲げる場合を対象とする。

- (1) 学外に対して種々の活動（企業等での業務、共同研究、受託研究等）を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）、便益（物品、設備、人員等）の供与、株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く）を得た場合、若しくは見込まれる場合
- (3) 前号の企業等から一定額以上の物品・サービス等を購入した場合、若しくは見込まれる場合
- (4) 大学院生等を企業等の業務や研究（インターンシップ、実習を除く）に無償又は低額で従事させる場合
- (5) その他次条に規定する委員会が必要として認めた場合

(担当委員会)

第5条 本学の研究における利益相反の管理に関する事項の審議及び次条の審査等は、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(審査手続及び審査事項・再審査・検証)

第6条 研究における利益相反の審査手続、審査事項、再審査及び検証については、「聖学院大学研究倫理委員会内規」の定めに従う。

- 2 研究における利益相反に関する審査を申請する者は、「研究倫理審査申請書」及び委員会が定める「研究における利益相反に関する自己申告書」を作成の上、その他必要書類とともに提出しなければならない。

(秘密保持)

第7条 委員会は、提出された「研究倫理審査申請書」、「研究における利益相反に関する自己申告書」及びその他必要書類を、秘密書類として厳重に保管するものとする。

第8条 委員会の委員、事務担当者その他関係者は、利益相反の管理に際して知り得た情報を他の者に漏らし

てはならない。また、その委員若しくは事務担当の職を退いた後も同様とする。

(事務担当)

第9条 利益相反の管理に関する事務は、研究支援課が行う。

(その他)

第10条 この内規に定めるものの他、利益相反の管理に関して必要な事項は、委員会が定める。

(改廃手続)

第11条 この内規の改廃は、大学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この内規の一部改正（部署名関係ほか）は、2023年2月8日から施行し、2022年4月1日から適用する。